

平成 26 年度

北 九 州 市 予 算

目 次

一 般 会 計	頁
一 般 会 計 予 算	1
特 別 会 計	
国民健康保険特別会計予算	25
食肉センター特別会計予算	31
卸売市場特別会計予算	35
渡船特別会計予算	39
競輪、競艇特別会計予算	43
土地区画整理特別会計予算	49
土地区画整理事業清算特別会計予算	53
港湾整備特別会計予算	57
公債償還特別会計予算	63
住宅新築資金等貸付特別会計予算	67
土地取得特別会計予算	71
駐車場特別会計予算	75
母子寡婦福祉資金特別会計予算	79
産業用地整備特別会計予算	83

廃棄物発電特別会計予算	87
漁業集落排水特別会計予算	91
介護保険特別会計予算	97
空港関連用地整備特別会計予算	105
学術研究都市土地区画整理特別会計予算	109
臨海部産業用地貸付特別会計予算	113
後期高齢者医療特別会計予算	115
市民太陽光発電所特別会計予算	119
上水道事業会計予算	123
工業用水道事業会計予算	129
交通事業会計予算	133
病院事業会計予算	137
下水道事業会計予算	143

一 般 会 計

議案第 1 号

平成26年度 北九州市 一般会計 予算

平成26年度北九州市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 542,102,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、85,000,000千円とする。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年 2 月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		156,638,300 <small>千円</small>
	1 市 民 税	59,138,000
	2 固 定 資 産 税	68,394,000
	3 軽 自 動 車 税	1,427,300
	4 市 た ば こ 税	8,163,000
	5 鉱 産 税	30,000
	6 特 別 土 地 保 有 税	6,000
	7 入 湯 税	24,000
	8 事 業 所 税	7,114,000
	9 都 市 計 画 税	11,705,000
10 環 境 未 来 税	637,000	

款	項	金 額
2 地方譲与税		3,318,000 ^{千円}
	1 自動車重量譲与税	1,541,000
	2 特別とん譲与税	373,000
	3 航空機燃料譲与税	20,000
	4 地方揮発油譲与税	1,286,000
	5 石油ガス譲与税	98,000
3 利子割交付金		383,000
	1 利子割交付金	383,000
4 配当割交付金		239,000
	1 配当割交付金	239,000
5 株式等譲渡所得割交付金		130,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	130,000

6	地方消費税交付金		10,861,000
	1	地方消費税交付金	10,861,000
7	ゴルフ場利用税交付金		51,000
	1	ゴルフ場利用税交付金	51,000
8	自動車取得税交付金		559,000
	1	自動車取得税交付金	559,000
9	軽油引取税交付金		7,086,000
	1	軽油引取税交付金	7,086,000
10	国有提供施設等 所在市町村助成交付金		26,000
	1	国有提供施設等 所在市町村助成交付金	26,000
11	地方特例交付金		430,000
	1	地方特例交付金	430,000
12	地方交付税		49,000,000

款	項	金 額
	1 地 方 交 付 税	49,000,000 ^{千円}
13 交通安全対策特別交付金		436,000
	1 交通安全対策特別交付金	436,000
14 分担金及び負担金		5,680,082
	1 負 担 金	5,680,082
15 使用料及び手数料		16,007,442
	1 使 用 料	11,415,870
	2 手 数 料	4,591,572
16 国 庫 支 出 金		93,469,664
	1 国 庫 負 担 金	67,687,991
	2 国 庫 補 助 金	25,326,900
	3 委 託 金	454,773

17	県支出金		21,050,458
	1	県負担金	14,475,148
	2	県補助金	5,026,113
	3	委託金	1,549,197
18	財産収入		3,635,740
	1	財産運用収入	674,743
	2	財産売却収入	2,960,997
19	寄附金		443,339
	1	寄附金	443,339
20	繰入金		13,401,340
	1	特別会計繰入金	402,674
	2	基金繰入金	12,998,666
21	繰越金		10

款	項	金額
	1 繰越金	10 ^{千円}
22 諸収入		94,708,225
	1 延滞金加算金及び過料	165,935
	2 市預金利子	1,768
	3 貸付金元利収入	82,830,988
	4 受託事業収入	74,707
	5 収益事業収入	4,600,000
	6 雑収入	7,034,827
23 市債		64,548,400
	1 市債	64,548,400
歳入	合計	542,102,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,724,163 ^{千円}
	1 議 会 費	1,724,163
2 総 務 費		39,308,111
	1 総 務 職 員 費	18,683,856
	2 総 務 管 理 費	3,534,005
	3 企 画 費	10,556,673
	4 市 民 費	3,579,748
	5 徴 税 費	1,470,855
	6 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	317,763
	7 選 挙 費	612,016
	8 統 計 調 査 費	75,066

款	項	金額
	9 人 事 委 員 会 費	189,938 ^{千円}
	10 監 査 委 員 費	288,191
3 保 健 福 祉 費		149,131,641
	1 保 健 福 祉 職 員 費	8,322,175
	2 社 会 福 祉 費	55,834,082
	3 公 衆 衛 生 費	5,582,234
	4 環 境 衛 生 費	600,660
	5 保 健 所 費	865,110
	6 生 活 保 護 費	47,456,317
	7 災 害 救 助 費	8,005
	8 繰 出 金	30,463,058
4 子 ども 家 庭 費		57,358,510

	1	子ども家庭職員費	4,877,846
	2	子ども家庭費	51,983,943
	3	男女共同参画費	480,852
	4	繰出金	15,869
5		環境費	17,347,076
	1	環境職員費	4,329,709
	2	環境費	13,017,367
6		労働費	1,455,607
	1	労働諸費	1,455,607
7		農林水産業費	2,436,083
	1	農林水産業職員費	747,893
	2	農業費	776,954
	3	林業費	183,893

款	項	金額
	4 水産業費	703,738 ^{千円}
	5 繰出金	23,605
8 産業経済費		86,756,672
	1 産業経済職員費	1,846,873
	2 産業学術費	83,396,013
	3 観光振興費	1,246,952
	4 繰出金	266,834
9 土木費		43,674,681
	1 土木職員費	5,082,056
	2 土木管理費	732,752
	3 道路橋りょう費	15,523,163
	4 河川費	2,380,648

	5 都 市 計 画 費	18,676,337
	6 繰 出 金	1,279,725
10 港 湾 費		5,137,525
	1 港 湾 職 員 費	1,368,906
	2 港 湾 管 理 費	891,371
	3 港 湾 整 備 費	2,877,248
11 建 築 行 政 費		13,380,271
	1 建 築 職 員 費	1,905,336
	2 建 築 管 理 費	7,753,094
	3 住 宅 建 設 費	3,721,841
12 消 防 費		15,001,862
	1 消 防 費	15,001,862
13 教 育 費		29,955,573

款	項	金額
	1 教 育 職 員 費	7,428,343 ^{千円}
	2 教 育 総 務 費	3,798,105
	3 小 学 校 費	8,590,492
	4 中 学 校 費	6,131,754
	5 高 等 学 校 費	205,395
	6 特 別 支 援 学 校 費	1,672,395
	7 幼 稚 園 費	69,841
	8 専 修 各 種 学 校 費	53,325
	9 社 会 教 育 費	1,350,958
	10 保 健 体 育 費	654,965
14 災 害 復 旧 費		703
	1 鉦 害 復 旧 費	703

15	諸	支	出	金		79,133,522							
	1	公	債	償	還	特	別	會	計	繰	出	金	67,096,631
	2	公	營	企	業	費	10,644,891						
	3	基	金	積	立	金	1,392,000						
16	予	備	費			300,000							
	1	予	備	費		300,000							
		歲	出	合	計	542,102,000							

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
小倉北区役所庁舎電気・機械等設備管理業務 (消費税及び地方消費税の税率の引上げによる限度額の増額)	自 平成 27 年 度 至 平成 29 年 度	千円 1,954
市議会広報（市議会中継機器使用料） (消費税及び地方消費税の税率の引上げによる限度額の増額)	平成 27 年 度	101
総務事務センター委託経費	自 平成 27 年 度 至 平成 31 年 度	463,500
メールセンター管理運営経費	自 平成 27 年 度 至 平成 29 年 度	57,400
区役所耐震改修事業	平成 27 年 度	138,600
情報システム再構築事業	自 平成 27 年 度 至 平成 31 年 度	803,400
ネットワーク統括管理事業	自 平成 27 年 度 至 平成 31 年 度	440,200
財務会計システム運用事業	自 平成 27 年 度 至 平成 29 年 度	96,100
電子申請システム利用経費	平成 27 年 度	3,694
行政情報検索サービス利用経費	平成 27 年 度	11,420
スタジアム整備事業	自 平成 27 年 度 至 平成 43 年 度	9,819,000千円に物価変動による増減額並びに当該増減額に係る消費税及び地方消費税並びに消費税及び地方消費税の税率の引上げによる増額を加算した額

戸畑 D 街区 スポーツ施設整備事業	平成 27 年度	2,112,600
公用車リース経費（市民活動サポートセンター）	自 平成 27 年度 至 平成 32 年度	1,060
北九州市コールセンター運営事業	自 平成 27 年度 至 平成 31 年度	133,100
社会保障・税番号制度の導入に伴う市税システムの改修事業	自 平成 27 年度 至 平成 28 年度	82,000
平成27年度～29年度分市民税・県民税納税通知書作成経費	自 平成 27 年度 至 平成 30 年度	37,500
平成 27 年度固定資産税納税通知書作成経費	平成 27 年度	6,000
社会保障・税番号制度の導入に伴う住民記録システム等の改修事業	自 平成 27 年度 至 平成 28 年度	45,000
証明書発行用ファクシミリリース経費	自 平成 27 年度 至 平成 30 年度	18,944
福岡県知事・県議会議員選挙経費	平成 27 年度	28,700
公立直営保育所給食調理業務民間委託事業	自 平成 27 年度 至 平成 31 年度	138,000
一時保護所給食調理業務民間委託事業	自 平成 27 年度 至 平成 31 年度	48,300
公用車リース経費（子ども総合センター）	自 平成 27 年度 至 平成 32 年度	4,411
子ども・若者応援センター「YELL」運営委託経費	自 平成 27 年度 至 平成 28 年度	46,600

事 項	期 間	限 度 額
公用車における低公害車普及事業	自 平成 27 年 度 至 平成 32 年 度	千円 2,892
公用車リース経費（アジア低炭素化センター）	自 平成 27 年 度 至 平成 32 年 度	1,212
大気汚染移動測定車更新事業	自 平成 27 年 度 至 平成 30 年 度	1,816
大気汚染常時監視システム整備保守事業	自 平成 27 年 度 至 平成 33 年 度	238,700
理化学機器リース事業	自 平成 27 年 度 至 平成 34 年 度	36,270
理化学機器リース事業 （消費税及び地方消費税の税率の引上げによる限度額の増額）	自 平成 27 年 度 至 平成 33 年 度	817
ごみ収集指定袋制実施事業	平成 27 年 度	182,337
ごみ収集指定袋制実施事業（保管配送）	自 平成 27 年 度 至 平成 29 年 度	112,379
粗大ごみ収集業務	自 平成 27 年 度 至 平成 30 年 度	102,902
ごみ収集車両リース経費	自 平成 27 年 度 至 平成 28 年 度	957
日明粗大ごみ資源化センター運転管理業務委託経費	自 平成 27 年 度 至 平成 29 年 度	113,500
公用車リース経費（焼却工場管理業務）	自 平成 27 年 度 至 平成 32 年 度	4,930

皇后崎工場基幹的設備改良事業	平成27年度	24,284
公用車リース経費（国際ビジネス振興業務）	平成27年度	180
学術研究都市共同利用施設等建設事業 （北九州学術研究都市留学生宿舎運営費） （消費税及び地方消費税の税率の引上げによる限度額の増額）	自 平成27年度 至 平成36年度	569
交通安全事業（国道3号外（大川橋））	平成27年度	167,000
市営住宅整備事業（寿命団地ほか）	平成27年度	1,280,000
市営住宅整備事業（北横代団地）	自 平成27年度 至 平成28年度	409,800
緊急通報システム通信処理装置メンテナンスリース経費	自 平成27年度 至 平成29年度	5,455
八幡東消防署移転新築事業	平成27年度	728,000
公用車リース経費（消防業務）	自 平成27年度 至 平成35年度	25,900
藍島小学校教職員住宅建替事業	平成27年度	73,900
公用車リース経費（特別支援教育相談センター）	自 平成27年度 至 平成31年度	2,160
パソコン整備事業（小学校） （消費税及び地方消費税の税率の引上げによる限度額の増額）	平成27年度	10,803
パソコン整備事業（小学校） （消費税及び地方消費税の税率の引上げによる限度額の増額）	自 平成27年度 至 平成29年度	9,368

事 項	期 間	限 度 額
パソコン整備事業（小学校）	自 平成 27 年度 至 平成 33 年度	千円 669,824
学校給食調理業務民間委託事業（小学校）	自 平成 27 年度 至 平成 31 年度	1,186,800
小学校外国語活動補助事業	平成 27 年度	184,900
小学校建設事業	平成 27 年度	468,372
小学校建設事業	自 平成 27 年度 至 平成 28 年度	36,270
小学校建設事業	自 平成 27 年度 至 平成 29 年度	4,410
小学校建設事業	自 平成 27 年度 至 平成 30 年度	47,920
パソコン整備事業（中学校） （消費税及び地方消費税の税率の引上げによる限度額の増額）	平成 27 年度	2,340
パソコン整備事業（中学校） （消費税及び地方消費税の税率の引上げによる限度額の増額）	自 平成 27 年度 至 平成 28 年度	3,667
パソコン整備事業（中学校） （消費税及び地方消費税の税率の引上げによる限度額の増額）	自 平成 27 年度 至 平成 29 年度	5,066
パソコン整備事業（中学校）	自 平成 27 年度 至 平成 33 年度	167,458
学校給食調理業務民間委託事業（中学校）	自 平成 27 年度 至 平成 31 年度	672,700

中学校・高等学校外国語指導助手配置事業	平成 27 年度	93,300
中学校建設事業	平成 27 年度	2,034,758
中学校建設事業	自 平成 27 年度 至 平成 28 年度	22,520
中学校建設事業	自 平成 27 年度 至 平成 31 年度	52,180
特別支援学校スクールバス運行委託	平成 27 年度	82,500
特別支援学校スクールバス運行委託	自 平成 27 年度 至 平成 29 年度	96,000
パソコン整備事業（特別支援学校） （消費税及び地方消費税の税率の引上げによる限度額の増額）	平成 27 年度	2,257
パソコン整備事業（特別支援学校） （消費税及び地方消費税の税率の引上げによる限度額の増額）	自 平成 27 年度 至 平成 29 年度	51
パソコン整備事業（特別支援学校）	自 平成 27 年度 至 平成 33 年度	74,427
学校給食調理業務民間委託事業（特別支援学校）	平成 27 年度	14,900
東部地域における特別支援学校整備事業	平成 27 年度	2,318,500
総合療育センター再整備に伴う特別支援学校整備事業	平成 27 年度	343,000
パソコン整備事業（幼稚園） （消費税及び地方消費税の税率の引上げによる限度額の増額）	平成 27 年度	159

事 項	期 間	限 度 額
パソコン整備事業（幼稚園） （消費税及び地方消費税の税率の引上げによる限度額の増額）	自 平成27年度 至 平成29年度	千円 37
パソコン整備事業（幼稚園）	自 平成27年度 至 平成33年度	148,853
小倉南図書館整備推進事業	平成27年度	34,800
中央図書館窓口業務等委託事業 （消費税及び地方消費税の税率の引上げによる限度額の増額）	平成27年度	3,541
平成26年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	自 平成26年度 至 平成36年度	元金 1,434,000,000千円及び利子相当額
福岡北九州高速道路公社の民間借入金（元利金）に対する債務保証（借換え資金）	自 平成26年度 至 平成46年度	借入金 11,915,000千円及び利子相当額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設建設事業	1,590,400	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換すること ができるものとし、借入先の融通条件があるど きは、これに従うことができる。
保健福祉施設建設事業	499,400			
子ども家庭施設建設事業	128,000			
環境施設建設事業	985,000			
農林水産施設建設事業	229,100			
産業経済施設建設事業	814,800			
土木施設建設事業	15,533,100			
港湾施設建設事業	1,994,600			
建築行政施設建設事業	2,085,000			
消防施設建設事業	4,172,000			
教育施設建設事業	2,649,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
退職手当	千円 2,368,000		%	
臨時財政対策債	31,500,000			

特 別 会 計

議案第 2 号

平成26年度 北九州市国民健康保険特別会計予算

平成26年度北九州市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 119,144,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成26年 2 月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		19,091,003 ^{千円}
	1 国民健康保険料	19,091,003
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		30,028,006
	1 国庫負担金	20,874,182
	2 国庫補助金	9,153,824
4 療養給付費交付金		4,880,154
	1 療養給付費交付金	4,880,154
5 前期高齢者交付金		29,190,256
	1 前期高齢者交付金	29,190,256

6	県支出金		6,335,513
	1	県負担金	946,085
	2	県補助金	5,389,428
7	共同事業交付金		15,527,528
	1	共同事業交付金	15,527,528
8	繰入金		13,913,000
	1	繰入金	13,913,000
9	繰越金		10
	1	繰越金	10
10	諸収入		178,520
	1	延滞金加算金及び過料	3,050
	2	雑収入	175,470
		歳入合計	119,144,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		1,757,066 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	1,757,066
2 保 險 給 付 費		82,493,810
	1 保 險 給 付 費	82,493,810
3 後 期 高 齡 者 支 援 金		13,210,126
	1 後 期 高 齡 者 支 援 金	13,210,126
4 前 期 高 齡 者 納 付 金		9,533
	1 前 期 高 齡 者 納 付 金	9,533
5 老 人 保 健 拠 出 金		519
	1 老 人 保 健 拠 出 金	519
6 介 護 納 付 金		4,958,917

	1 介 護 納 付 金	4,958,917
7 共 同 事 業 拠 出 金		15,368,212
	1 共 同 事 業 拠 出 金	15,368,212
8 保 健 事 業 費		952,787
	1 保 健 事 業 費	952,787
9 諸 支 出 金		43,030
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	43,030
10 予 備 費		350,000
	1 予 備 費	350,000
歳 出	合 計	119,144,000

議案第 3 号

平成26年度 北九州市食肉センター特別会計予算

平成26年度北九州市の食肉センター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 577,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成26年 2 月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		104,941 ^{千円}
	1 使用料	104,941
2 繰入金		216,091
	1 繰入金	216,091
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		47,958
	1 貸付金収入	20,000
	2 雑収入	27,958
5 市債		208,000
	1 市債	208,000

歳 入 合 計	577,000
---------	---------

歳 出

款	項	金 額
1 食 肉 セ ン タ ー 費		576,800 ^{千円}
	1 食 肉 セ ン タ ー 費	542,666
	2 繰 出 金	34,134
2 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		577,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
食肉センター老朽化対策事業（大規模改修）	千円 208,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	8.5%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年（据置期間を含む。）以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 4 号

平成26年度 北九州市卸売市場特別会計予算

平成26年度北九州市の卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 785,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成26年 2 月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		439,563 ^{千円}
	1 使用料	439,563
2 県支出金		5,224
	1 県補助金	5,224
3 繰入金		6,695
	1 繰入金	6,695
4 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
5 諸収入		155,918
	1 雑収入	155,918
6 市債		158,000

	1 市 債	158,000
歳 入	合 計	785,400

歳 出

款	項	金 額
1 卸 売 市 場 費		783,400 ^{千円}
	1 卸 売 市 場 費	740,323
	2 繰 出 金	43,077
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	785,400

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
卸売市場施設整備事業	千円 158,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 5 号

平成26年度 北九州市 渡船特別会計 予算

平成26年度北九州市の渡船特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 347,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成26年 2 月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		66,392 ^{千円}
	1 使用料	66,343
	2 手数料	49
2 財産収入		1,152
	1 財産運用収入	1,152
3 繰入金		258,278
	1 繰入金	258,278
4 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
5 諸収入		1,678
	1 雑収入	1,678

6	市	債		10,000
	1	市	債	10,000
歳入			合計	347,500

歳出

款	項	金額	
1	渡船事業費	347,300 ^{千円}	
	1 渡船事業費	322,261	
	2 繰出金	25,039	
2	予備費	200	
	1 予備費	200	
歳出		合計	347,500

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
渡船施設整備事業	千円 10,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 6 号

平成26年度 北九州市競輪、競艇特別会計予算

平成26年度北九州市の競輪、競艇特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 117,474,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成26年 2 月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 競輪事業収入		27,895,590 ^{千円}
	1 車券発売金	27,289,000
	2 勝者投票収入	10
	3 諸収入	606,580
2 競艇事業収入		88,871,169
	1 舟券発売金	69,850,000
	2 勝舟投票収入	10
	3 諸収入	19,021,159
3 国庫支出金		7,211
	1 国庫補助金	7,211
4 財産収入		20

	1 財 産 運 用 収 入	10
	2 財 産 売 払 収 入	10
5 繰 入 金		700,000
	1 繰 入 金	700,000
6 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
歳 入	合 計	117,474,000

歳 出

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 費		27,330,498 ^{千円}
	1 競 輪 費	27,330,498
2 競 艇 事 業 費		88,075,002
	1 競 艇 費	88,075,002
3 諸 支 出 金		2,048,500
	1 繰 出 金	2,048,490
	2 競 輪 競 艇 整 備 積 立 金	10
4 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	117,474,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 （ 若 松 競 艇 修 事 業 ）	自 平 成 27 年 度 至 平 成 28 年 度	2,142,000 ^{千円}

議案第 7 号

平成26年度 北九州市土地区画整理特別会計予算

平成26年度北九州市の土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,680,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成26年 2 月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 2,424
	1 使用料	2,414
	2 手数料	10
2 国庫支出金		487,800
	1 国庫補助金	487,800
3 財産収入		4,378
	1 財産貸付収入	4,378
4 繰入金		698,470
	1 繰入金	698,470
5 繰越金		10
	1 繰越金	10

6	諸	収	入		18
	1	雑	入		18
7	市	債			486,900
	1	市	債		486,900
歳					入
合					計
					1,680,000

歳 出

款	項	金	額
1	土地区画整理事業費		1,680,000 ^{千円}
	1	土地区画整理事業費	1,215,757
	2	繰 出 金	464,243
歳			出
合			計
			1,680,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
土地区画整理事業（宅地整備）	平成27年度	97,200 ^{千円}

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	486,900 ^{千円}	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を 含む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年（据置期間を含む。）以内に元利均等そ 他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換すること ができるものとし、借入先の融通条件があると きは、これに従うことができる。

議案第 8 号

平成26年度 北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算

平成26年度北九州市の土地区画整理事業清算特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成26年 2 月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 清算徴収金		264 ^{千円}
	1 清算徴収金	264
2 繰越金		1,026
	1 繰越金	1,026
3 諸収入		10
	1 雑収入	10
歳入	合計	1,300

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業清算費		1,300 ^{千円}
	1 土地区画整理事業清算費	500
	2 繰 出 金	800
歳 出 合 計		1,300

平成26年度 北九州市港湾整備特別会計予算

平成26年度北九州市の港湾整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,288,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年 2 月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		2,477,843 ^{千円}
	1 使用料	2,477,843
2 財産収入		3,534,827
	1 財産運用収入	248,773
	2 財産売払収入	3,286,054
3 繰入金		3,304,232
	1 特別会計繰入金	3,304,232
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		221,088
	1 延滞金加算金及び過料	10

	2 雜 入	221,078
6 市 債		2,750,000
	1 市 債	2,750,000
歳 入 合 計		12,288,000

歳 出

款	項	金 額
1 港湾整備事業費		12,283,000 ^{千円}
	1 埋立事業費	580,893
	2 機能施設事業費	2,277,144
	3 繰出金	9,424,813
	4 基金積立金	150
2 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出 合 計		12,288,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埋立事業	千円 427,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
機能施設事業	2,323,000			

議案第 10 号

平成26年度 北九州市公債償還特別会計予算

平成26年度北九州市の公債償還特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 199,445,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成26年 2 月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰入金		134,651,000 ^{千円}
	1 繰入金	134,651,000
2 市債		64,794,000
	1 市債	64,794,000
歳入合計		199,445,000

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		193,512,239 ^{千円}
	1 公 債 費	193,512,239
2 繰 出 金		5,932,761
	1 繰 出 金	5,932,761
歳 出 合 計		199,445,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 64,794,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	% 8.5 以内	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 11 号

平成26年度 北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算

平成26年度北九州市の住宅新築資金等貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 53,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成26年 2 月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 支 出 金		2,334 ^{千円}
	1 県 補 助 金	2,334
2 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
3 諸 収 入		51,156
	1 貸 付 金 元 利 収 入	50,646
	2 雑 入	510
歳 入	合 計	53,500

歳 出

款		項	金 額	
1	住宅新築資金等 貸付事業費		53,500 ^{千円}	
		1	住宅新築資金等貸付事業費	3,585
		2	繰 出 金	49,915
歳 出		合 計	53,500	

議案第 12 号

平成26年度 北九州市土地取得特別会計予算

平成26年度北九州市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,501,861千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成26年 2 月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		4,861 ^{千円}
	1 繰 入 金	4,861
2 市 債		1,497,000
	1 市 債	1,497,000
歳 入 合 計		1,501,861

歳 出

款	項	金 額
1 土 地 先 行 取 得 費		1,501,861 ^{千円}
	1 土 地 先 行 取 得 費	1,500,000
	2 繰 出 金	1,861
歳 出 合 計		1,501,861

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地先行取得事業	千円 1,497,000	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ 他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換すること ができるものとし、借入先の融通条件があるど きは、これに従うことができる。

議案第 13 号

平成26年度 北九州市 駐車場特別会計 予算

平成26年度北九州市の駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 409,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成26年 2 月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		354,081 ^{千円}
	1 使用料	354,081
2 国庫支出金		1,598
	1 国庫補助金	1,598
3 財産収入		61
	1 財産運用収入	61
4 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
5 諸収入		260
	1 雑収入	260
6 市債		23,000

	1 市 債	23,000
歳 入	合 計	409,000

歳 出

款	項	金 額
1 駐 車 場 事 業 費		408,500 <small>千円</small>
	1 駐 車 場 事 業 費	211,865
	2 繰 出 金	196,635
2 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	409,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
駐車場整備事業	千円 23,000	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金について、 利率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その 他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換すること ができるものとし、借入先の融通条件があるとき は、これに従うことができる。

議案第 14 号

平成26年度 北九州市母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成26年度北九州市の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 811,380千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成26年 2 月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰入金		15,869 ^{千円}
	1 繰入金	15,869
2 繰越金		372,008
	1 繰越金	372,008
3 諸収入		423,503
	1 貸付金元利収入	423,503
歳入	合計	811,380

歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		811,380 ^{千円}
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	439,435
	2 繰 出 金	371,945
歳 出 合 計		811,380

議案第 15 号

平成26年度 北九州市産業用地整備特別会計予算

平成26年度北九州市の産業用地整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,203,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成26年 2 月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		183,000 ^{千円}
	1 財 産 運 用 収 入	14,030
	2 財 産 売 払 収 入	168,970
2 繰 越 金		800,000
	1 繰 越 金	800,000
3 市 債		220,000
	1 市 債	220,000
歳 入	合 計	1,203,000

歳 出

款	項	金 額
1 産業用地整備事業費		1,203,000 ^{千円}
	1 産業用地整備事業費	306,636
	2 繰 出 金	896,364
歳 出 合 計		1,203,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 法	利 率	償 還 の 方 法
産業用地整備事業	220,000 ^{千円}	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 16 号

平成26年度 北九州市廃棄物発電特別会計予算

平成26年度北九州市の廃棄物発電特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,681,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

平成26年 2 月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 発 電 収 入		1,249,914 ^{千円}
	1 発 電 収 入	1,249,914
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1,957
	1 使 用 料	1,957
3 国 庫 支 出 金		24,251
	1 国 庫 補 助 金	24,251
4 繰 越 金		156,625
	1 繰 越 金	156,625
5 諸 収 入		248,253
	1 雑 入	248,253
歳 入	合 計	1,681,000

歳 出

款	項	金 額
1 廃棄物発電事業費		1,581,000 ^{千円}
	1 廃棄物発電事業費	1,299,267
	2 繰 出 金	281,733
2 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		1,681,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
皇后崎工場基幹的設備改良事業	平成27年度	45,804 ^{千円}
公用車リース経費（日明工場）	自平成27年度 至平成32年度	1,159

議案第 17 号

平成26年度 北九州市漁業集落排水特別会計予算

平成26年度北九州市の漁業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 42,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成26年 2 月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		10 ^{千円}
	1 分 担 金	10
2 使用料及び手数料		2,981
	1 使 用 料	2,981
3 県 支 出 金		7,500
	1 県 補 助 金	7,500
4 繰 入 金		23,605
	1 繰 入 金	23,605
5 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
6 諸 収 入		94

	1 貸付金収入	84
	2 雑収入	10
7 市債		8,000
	1 市債	8,000
歳入合計		42,200

歲 出

款	項	金 額
1 漁業集落排水費		41,200 ^{千円}
	1 漁業集落排水費	31,083
	2 繰 出 金	10,117
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歲 出 合 計		42,200

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
漁業集落排水整備事業	千円 8,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 18 号

平成26年度 北九州市介護保険特別会計予算

平成26年度北九州市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 89,393,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成26年 2 月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		15,420,357 ^{千円}
	1 介 護 保 険 料	15,420,357
2 使 用 料 及 び 手 数 料		10,474
	1 手 数 料	10,474
3 国 庫 支 出 金		21,162,443
	1 国 庫 負 担 金	15,178,610
	2 国 庫 補 助 金	5,983,833
4 支 払 基 金 交 付 金		24,612,591
	1 支 払 基 金 交 付 金	24,612,591
5 県 支 出 金		12,556,114
	1 県 負 担 金	12,234,202

	2 財政安定化基金支出金	10
	3 県補助金	321,902
6 財産収入		8,010
	1 財産運用収入	8,000
	2 財産売却収入	10
7 寄附金		10
	1 寄附金	10
8 繰入金		14,466,464
	1 一般会計繰入金	12,881,795
	2 基金繰入金	1,584,669
9 繰越金		560,291
	1 繰越金	560,291
10 諸収入		6,354

款	項	金額
	1 延滞金加算金及び過料	10 ^{千円}
	2 雑入	6,344
11 市債		10
12 介護予防ケアマネジメント事業費収入	1 介護予防サービス計画費収入	590,482
	2 介護予防ケアマネジメント事業繰入金	10
	3 介護予防ケアマネジメント事業繰越金	26,706
歳入	合計	89,393,600

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		2,389,075 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	1,396,075
	2 介 護 認 定 費	993,000
2 保 険 給 付 費		84,347,058
	1 介 護 サービス等諸費	84,347,058
3 地 域 支 援 事 業 費		1,828,185
	1 地 域 支 援 事 業 費	1,828,185
4 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		10
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	10
5 基 金 積 立 金		7,990
	1 基 金 積 立 金	7,990

款	項	金額
6 諸 支 出 金		30,800 ^{千円}
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	30,800
7 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
8 介 護 予 防 ケ ア マ ネ ジ メ ン ト 事 業 費		590,482
	1 介 護 予 防 サ ー ビ ス 計 画 等 諸 費	590,482
歳 出 合 計		89,393,600

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金事業	<small>千円</small> 10	証書借入	<small>%</small> 無 利 子	福岡県介護保険財政安定化基金条例第8条又は第10条第2項の規定により償還する。

議案第 19 号

平成26年度 北九州市空港関連用地整備特別会計予算

平成26年度北九州市の空港関連用地整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,680千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成26年 2 月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財 産 収 入		10 ^{千円}
	1 財 産 売 払 収 入	10
2 繰 越 金		1,660
	1 繰 越 金	1,660
3 諸 収 入		10
	1 雑 入	10
歳 入	合 計	1,680

歳 出

款	項	金 額
1 空港関連用地整備事業費		1,680 ^{千円}
	1 空港関連用地整備事業費	1,596
	2 繰 出 金	84
歳 出 合 計		1,680

議案第 20 号

平成26年度 北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計予算

平成26年度北九州市の学術研究都市土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,304,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成26年 2 月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		10 ^{千円}
	1 手 数 料	10
2 国庫支出金		517,742
	1 国庫補助金	517,742
3 財産収入		1,090,973
	1 財産売払収入	1,090,973
4 繰入金		578,255
	1 繰入金	578,255
5 繰越金		10
	1 繰越金	10
6 諸収入		30,010

	1 雑 入	30,010
7 市 債		1,087,000
	1 市 債	1,087,000
歳 入 合 計		3,304,000

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		3,304,000 <small>千円</small>
	1 土地区画整理事業費	1,852,220
	2 繰 出 金	1,451,780
歳 出 合 計		3,304,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
土 地 区 画 整 理 事 業 (宅 地 整 備)	平 成 27 年 度	1,086,600 ^{千円}

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 法	利 率	償 還 の 方 法
土 地 区 画 整 理 事 業	1,087,000 ^{千円}	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行 (他 の 地 方 公 共 団 体 と の 共 同 発 行 を 含 む。)	8.5 以 内 (た だ し、 利 率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 政 府 資 金 及 び 地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金 に つ い て、 利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、 当 該 見 直 し 後 の 利 率)	30年（据置期間を含む。）以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 21 号

平成26年度 北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算

平成26年度北九州市の臨海部産業用地貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 481,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成26年 2 月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		481,700 ^{千円}
	1 財 産 運 用 収 入	481,700
歳 入	合 計	481,700

歳 出

款	項	金 額
1 臨海部産業用地貸付事業費		481,700 ^{千円}
	1 臨海部産業用地貸付事業費	481,700
歳 出	合 計	481,700

議案第 22 号

平成26年度 北九州市後期高齢者医療特別会計予算

平成26年度北九州市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,654,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成26年 2 月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		10,657,567 ^{千円}
	1 後期高齢者医療保険料	10,657,567
2 使用料及び手数料		100
	1 手 数 料	100
3 繰 入 金		3,452,162
	1 繰 入 金	3,452,162
4 繰 越 金		543,808
	1 繰 越 金	543,808
5 諸 収 入		363
	1 延滞金及び過料	20
	2 償還金及び還付加算金	22

	3 雑 入	321
歳 入	合 計	14,654,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		428,075 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	312,532
	2 徴 収 費	115,543
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 高 連 合 納 付 金		14,153,229
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 高 連 合 納 付 金	14,153,229
3 諸 支 出 金		22,696
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	22,696
4 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	14,654,000

議案第 23 号

平成26年度 北九州市市民太陽光発電所特別会計予算

平成26年度北九州市の市民太陽光発電所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 64,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成26年 2 月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 発電収入		64,280 ^{千円}
	1 発電収入	64,280
2 繰越金		10
	1 繰越金	10
3 諸収入		10
	1 雑収入	10
歳入	合計	64,300

歳 出

款	項	金 額
1 市民太陽光発電所事業費		57,300 ^{千円}
	1 市民太陽光発電所事業費	16,791
	2 繰 出 金	40,509
2 予 備 費		7,000
	1 予 備 費	7,000
歳 出 合 計		64,300

平成26年度 北九州市上水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度北九州市の上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

[水道事業]

(1) 給水戸数	494,188戸
(2) 総給水量	115,348千m ³
(3) 一日平均給水量	316,022m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 配水管整備改良事業	4,781,236千円
ロ 浄水場整備事業	1,438,048千円
ハ 送配水施設整備事業	1,296,844千円

[水道用水供給事業]

(1) 給水団体数	2団体
(2) 総給水量	4,374千m ³
(3) 一日平均給水量	11,983m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

〔水道事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 水道事業収益		20,038,689 千円
第1項 営業収益		18,416,207 千円
第2項 営業外収益		1,622,299 千円
第3項 特別利益		183 千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 水道事業費		21,933,957 千円
第1項 営業費用		16,403,929 千円
第2項 営業外費用		1,867,658 千円
第3項 特別損失		3,662,370 千円

〔水道用水供給事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第2款 用水供給事業収益		487,870 千円
第1項 営業収益		381,342 千円
第2項 営業外収益		106,518 千円
第3項 特別利益		10 千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第2款 用水供給事業費		877,411 千円
第1項 営業費用		693,062 千円
第2項 営業外費用		117,904 千円
第3項 特別損失		66,445 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,204,765千円（水道事業 8,121,362千円、水道用水供給事業 83,403千円）は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

〔水道事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 水道事業資本的収入		5,989,431 千円
第1項 企 業 債		4,294,000 千円
第2項 国 県 補 助 金		359,587 千円
第3項 出 資 金		100,000 千円
第4項 工 事 負 担 金		819,500 千円
第5項 固定資産売却代金		10 千円
第6項 基 金 収 入		409,000 千円
第7項 預 託 金 返 還 金		3,000 千円
第8項 その他資本的収入		4,334 千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 水道事業資本的支出		14,110,793 千円
第1項 施 設 費		10,710,364 千円
第2項 企 業 債 償 還 金		3,362,400 千円
第3項 投 資		9,000 千円
第4項 預 託 金		3,000 千円
第5項 国庫補助金返還金		26,029 千円

〔水道用水供給事業〕

<u>収 入</u>		
第2款	用水供給事業資本的収入	134,506 千円
第1項	企 業 債	111,400 千円
第2項	工 事 負 担 金	23,086 千円
第3項	固定資産売却代金	10 千円
第4項	その他資本的収入	10 千円
<u>支 出</u>		
第2款	用水供給事業資本的支出	217,909 千円
第1項	施 設 費	139,186 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	78,723 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
送 配 水 施 設 整 備 事 業	平成 27 年度	720,000 ^{千円}
水 道 料 金 等 徴 収 業 務 委 託 経 費	自 平成 27 年 度 至 平成 31 年 度	3,296,000
水 道 料 金 シ ス テ ム リ ー ス 経 費	自 平成 27 年 度 至 平成 31 年 度	816,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
送配水施設等整備事業	千円 4,294,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
水道用水供給事業	111,400			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,200,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 上水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、29,592千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、2,400,000千円と定める。

平成26年 2月24日提出

北九州市長 北橋 健治

平成26年度 北九州市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度北九州市の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 給水事業所数 | 66事業所 |
| (2) 総給水量 | 42,823千m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 117,324m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収 入</u>	
第1款 工業用水道事業収益		1,974,534 千円
第1項 営 業 収 益		1,623,303 千円
第2項 営 業 外 収 益		308,548 千円
第3項 特 別 利 益		42,683 千円
	<u>支 出</u>	
第1款 工業用水道事業費		1,985,334 千円
第1項 営 業 費 用		1,543,285 千円

第2項 営業外費用	145,768 千円
第3項 特別損失	296,281 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 591,272千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収 入</u>	
第1款 工業用水道事業資本的収入		350,134 千円
第1項 企業債		225,000 千円
第2項 国庫補助金		48,306 千円
第3項 工事負担金		76,808 千円
第4項 固定資産売却代金		10 千円
第5項 その他資本的収入		10 千円
	<u>支 出</u>	
第1款 工業用水道事業資本的支出		941,406 千円
第1項 施設費		708,332 千円
第2項 企業債償還金		231,150 千円
第3項 国庫補助金返還金		1,924 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業改築事業	千円 225,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 工業用水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,956千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

平成26年 2月24日提出

北九州市長 北橋健治

平成26年度 北九州市交通事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度北九州市の交通事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 乗 合 車

イ 車 両 数	99 台
ロ 年間走行キロメートル	4,280,000 キロメートル
ハ 年間総輸送人員	6,762,000 人
ニ 一日平均輸送人員	18,526 人

(2) 貸 切 車

イ 車 両 数	18 台
ロ 年間走行キロメートル	479,000 キロメートル
ハ 年間総輸送人員	517,000 人
ニ 一日平均輸送人員	1,416 人

(3) 主要な建設改良事業

イ 旅客自動車購入事業	79,092 千円
-------------	-----------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 自動車運送事業収益		2,026,609 千円
第1項 営業収益		1,825,924 千円
第2項 営業外収益		200,665 千円
第3項 特別利益		20 千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 自動車運送事業費		2,689,922 千円
第1項 営業費用		1,902,913 千円
第2項 営業外費用		100,786 千円
第3項 特別損失		681,223 千円
第4項 予備費		5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 83,317 千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 自動車運送事業資本的収入		82,471 千円
第1項 企業債		35,000 千円
第2項 国庫補助金		45,562 千円
第3項 県支出金		1,889 千円
第4項 固定資産売却代金		10 千円
第5項 その他資本的収入		10 千円

支 出

第1款 自動車運送事業資本的支出	165,788 千円
第1項 建設改良費	107,373 千円
第2項 企業債償還金	56,415 千円
第3項 予備費	2,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旅客自動車購入事業	千円 35,000	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 % (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換すること ができるものとし、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000 千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 交通事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、135,077千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、350,000千円と定める。

平成26年 2 月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

平成26年度 北九州市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度北九州市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	898床
(2) 延 患 者 数	
イ 入 院	271,990人
ロ 外 来	400,434人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
イ 入 院	745人
ロ 外 来	1,641人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
イ 医 療 機 械 器 具 整 備 事 業	884,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 病院事業収益		24,141,485 千円
第1項 医業収益		22,795,979 千円
第2項 医業外収益		1,345,476 千円
第3項 特別利益		30 千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 病院事業費		25,368,975 千円
第1項 医業費用		23,868,737 千円
第2項 医業外費用		604,345 千円
第3項 特別損失		895,893 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 879,709千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 病院事業資本的収入		2,161,696 千円
第1項 企業債		1,126,000 千円
第2項 出資金		1,029,858 千円
第3項 補助金		5,838 千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 病院事業資本的支出		3,041,405 千円
第1項 建設改良費		1,360,485 千円
第2項 企業債償還金		1,680,920 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
食 事 提 供 業 務 委 託 経 費	自 平 成 27 年 度 至 平 成 31 年 度	1,686,057 ^{千円}
医事会計システム端末操作等作業業務委託経費	自 平 成 27 年 度 至 平 成 29 年 度	1,208,972
清 掃 及 び 雑 役 業 務 委 託 経 費	自 平 成 27 年 度 至 平 成 29 年 度	376,003
警 備 及 び 駐 車 場 管 理 業 務 委 託 経 費	自 平 成 27 年 度 至 平 成 29 年 度	163,683
電 話 交 換 業 務 委 託 経 費	自 平 成 27 年 度 至 平 成 29 年 度	31,500
電 気 機 械 設 備 等 運 転 管 理 業 務 委 託 経 費	自 平 成 27 年 度 至 平 成 29 年 度	209,721
物 品 管 理 業 務 委 託 経 費	自 平 成 27 年 度 至 平 成 29 年 度	239,577
滅 菌 管 理 業 務 委 託 経 費	自 平 成 27 年 度 至 平 成 29 年 度	184,820
保 育 所 運 営 業 務 委 託 経 費	自 平 成 27 年 度 至 平 成 29 年 度	123,969
公 用 車 リ ー ス 経 費	自 平 成 27 年 度 至 平 成 35 年 度	20,806

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機械器具整備事業	千円 884,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
北九州市立医療センター主要設備等改修事業	242,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、341,673千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,500,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
医 療 機 械 器 具	頭腹部血管造影 X 線撮影システム	1 式
	注射薬自動払い出しシステム	1 式
	心血管造影装置	1 式

平成26年 2 月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

平成26年度 北九州市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度北九州市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間処理水量	165,350千m ³	
(2) 水洗化助成戸数	75戸	
(3) 主要な建設改良事業		
イ 管渠布設	6,158,000千円	小倉北区宇佐町地区、戸畑区菅原・天籟寺地区、 小倉南区沼本町地区、若松区本町・桜町・北湊町地区等
ロ ポンプ場整備	48,000千円	吉志ポンプ場等
ハ 処理場整備	2,294,000千円	日明浄化センター、皇后崎浄化センター等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 下水道事業収益	29,780,772千円
第1項 営業収益	23,665,163千円
第2項 営業外収益	6,115,579千円
第3項 特別利益	30千円

支 出

第1款 下水道事業費	31,454,634千円
第1項 営業費用	25,923,545千円
第2項 営業外費用	4,062,285千円
第3項 特別損失	1,468,804千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 11,222,108千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 下水道事業資本的収入	14,408,758千円
第1項 企業債	6,902,000千円
第2項 国庫補助金	4,160,400千円
第3項 負担金	793,008千円
第4項 寄附金	5,164千円
第5項 貸付金回収金	4,716千円
第6項 基金繰入金	2,539,800千円
第7項 その他資本的収入	3,670千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出	25,630,866千円
第1項 建設改良費	12,503,447千円
第2項 企業債償還金	11,186,739千円
第3項 投資	1,940,680千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下 水 道 建 設 事 業	自 平 成 27 年 度 至 平 成 28 年 度	1,966,000 ^{千円}
公 用 車 リ ー ス 経 費	自 平 成 27 年 度 至 平 成 35 年 度	25,000
響 灘 西 部 下 水 道 布 設 受 託 事 業	平 成 27 年 度	1,080,000

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 建 設 事 業	6,902,000 ^{千円}	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行 (他 の 地 方 公 共 団 体 と の 共 同 発 行 を 含 む。)	8.5 以 内 (た だ し、 利 率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 政 府 資 金 及 び 地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金 に つ い て、 利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、 当 該 見 直 し 後 の 利 率)	30年（据置期間を含む。）以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 た だ し、 財 政 の 都 合 に よ り 繰 上 償 還 を な し、 償 還 年 限 を 短 縮 し、 ま た 低 利 債 に 借 換 す る こ と が で き る も の と し、 借 入 先 の 融 通 条 件 が あ る と き は、 こ れ に 従 う こ と が で き る。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,149,599千円である。

平成26年 2 月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。